

## 会 議 録

### 1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第21回代表者会

### 2 開催日時

平成19年10月25日（木）午後6時30分～午後8時40分

### 3 開催場所

上越市役所 第1庁舎3階 302会議室

### 4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中8人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、  
小田武彦、横倉進、横山文男

・事務局

高橋企画政策課長

池田自治推進室長、青山主任、石黒主任

笹川法務室長

### 5 議題（公開・非公開の別）

(1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討（公開）

### 6 傍聴人の数

なし

### 7 内容

（事務局：青山主任）

- ・ 本日は、全体会を受けた中で、前回議論しきれなかった部分を最初に議論させていただき、その後に、前回から持ち越しとなっている男女共同参画に係る部分について、もう一度ご議論いただきたい。
- ・ 本日は、もう一点、市議会の自治基本問題調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の方から提出された意見書を受け、市民会議としての案と市議会の特別委員会の案を見比べていただき、最終的な結論を出していただきたい。
- ・ そちらについては、本日、おそらく中身の議論までは難しいと思うので、主に説明と確認を中心に行いたいと思う。
- ・ 議論に入る前に、池田自治推進室長から今後の予定等について説明させていただく。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 今後のスケジュールについてお話させていただきたい。
- ・ 事務局の目標としては条例案を市議会3月定例会に上程したいと考えている。
- ・ そこから逆算すると、1月にパブリックコメントを行う必要があり、それに先立ち、事務局の案としては、12月15日号の広報じょうえつと併せて条例（案）を全世帯に配布したいと考えている。その際は、パブリックコメントをご提出いただけるように、

ご意見を記入していただくハガキなどを添付したいと考えている。

- それからさらに逆算すると、11月28日までに市としての案を固める必要があり、3月というのはかなり先のように思えるが、極めて厳しいスケジュールとなる。
- このスケジュールを勘案して、市長に提言書を提出する日程も調整しており、今のところ、11月18日の日曜日で考えている。
- 11月18日を最終の市民会議とした場合は、市民会議の総意として市長に提言書をご提出いただき、それをもって市民会議は終了するという形を考えている。
- これに先立ち、全体会に案についてお諮りする必要があるが、それは今のところ、11月13日を考えている。
- それまでに代表者会としての案を固めていく必要があるが、男女共同参画の関係で少し議論が延びてしまったことと、市議会からの意見書の提出も、当初の予定より10日程遅れた状況であり、この1~2週間で皆さんとしっかりと議論を進めて、納得をもって次に進ませていただく必要が生じている。
- 改めて本日の会議の前に、円滑な議事進行へのご協力をお願いしたい。
- 次回の代表者会は、10月31日を予定しているが、それに加えてあと1~2回開催させていただきたい。11月13日の全体会に進めていくためには、積み残しの議論、男女共同参画の議論、そして市議会からのご意見の整理を行う必要がある。
- 市議会のご意見の整理の方は、今回間に合わないと思われることから、次回の10月31日にさせていただきたいと思う。
- かねてから申し上げていたことだが、市議会と市民、あるいは事務局がそれぞれの意見を出し合うことで、皆さんの納得性が高まると思う。
- 市議会のご意見について、市民会議として受け入れるかどうかのご議論は、10月31日をお願いしたい。
- それを受けて、11月5日に、まとめの議論をするための会を開催させていただきたい。
- そこで全て終わればよいが、最終的な全体会に向けてということも含めると、もう1回くらい会議が必要になるのではないかとと思われるので、11月9日も予定させていただきたい。
- 非常に厳しいスケジュールだと思うが、皆さんに最後のご協力をお願いしたい。
- 短い期間だが、1回1回が非常に大事な会議になってくるので、そういう意味において、円滑な議事運営を重ねてお願い申し上げたい。

## (1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討

### 資料1

#### 「7-（4）人材育成について」

##### 説明

（事務局：石黒主任）

- 本日は、全体会での議論を受けての再検討が必要な項目ということで、残っている部分について最初に議論をしたい。

- ・ 今回の会議に先立って、代表者会の皆さんから事前にご意見をいただくため、意見提出シートを送付し、12人の委員の皆さんのうち10人の皆さんからご意見をいただいたが、その内容については皆さんに事前にお送りしたとおりである。
- ・ 代表者会は多数決ではないということであるが、参考として、何人の方がこういうご意見をお持ちだということを入れさせていただいた。
- ・ それでは、**資料1**の方からご覧いただきたい。
- ・ まずは、「子どもの育成」についてであるが、検討No.の「子ども①」については、8人の方が修正は不要というご意見であったので、それを踏まえた中で、事務局で対応案を一番右の欄に書かせていただいた。
- ・ こちらは、子どもの育成をどうとらえるかについてであるが、一つは、教育一般の観点と考えた場合、教育という分野を自治基本条例に記述することが妥当かという観点がある。
- ・ もう一つは、自治に関する育成ととらえた場合は、子どもだけではなく、あらゆる年代が対象となるのではないかという考え方がある。
- ・ どちらの考えに立っても、今回の修正案は、「あらゆる世代を対象として様々な機会を提供していく」と、「あらゆる世代を対象として」という言葉を説明に付け加える形で対応してはいかがかと考える。
- ・ 今日は、一つずつそれぞれの項目ごとにご意見をいただきたい。
- ・ 条文のたたき台の方は、提言書（素案）の29ページにあり、こちらについては3班の皆さんから、「基本的にはこれでよいが、子どもの育成についても再検討したらどうか」というご意見があった。
- ・ この辺について、3班の皆さんには議論の経過も踏まえていただき、この修正案でいかにどうかをご検討いただきたい。

#### 意見交換

##### (3班：小田委員)

- ・ 私は説明のところの上の欄を書いている。
- ・ 考え方としては、子どもだけを取り出すのではなく、子どもからお年寄りまで幅広くまちづくりの人材を育てることが大切であり、それを謳ったらいかがかということである。
- ・ 3班としては、このような考え方であり、説明の修正をこのような内容で行えば十分だと思う。

##### (事務局：石黒主任)

- ・ ここについては、修正不要というご意見が多い中で、逆に説明の中に「あらゆる世代を対象として」という言葉を入れることについてはいかがか。

##### (2班：田村委員)

- ・ 事務局の案でよい。

##### (1班：増田委員)

- ・ 修正案はより概念が明確になると思うので、修正案のとおりでよいと思う。

##### (事務局：石黒主任)

- ・ それでは、この修正案のとおり、「あらゆる世代を対象として」ということで補強さ

せていただくこととする。

(代表者会全員)

- ・ 了解

## 「1－(2) 定義について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 「その他①」の定義についてであるが、「市政運営」、「自治」、「まちづくり」という言葉がこの提言書（素案）にたくさん出てくるが、若干、言葉の使い方が整理されていないようだというご指摘である。
- ・ 事務局では、この条例における「自治」と「まちづくり」は、市政運営よりも広い概念でとらえている。
- ・ 「自治」と「まちづくり」は、ニアリー・イコールかと思っているが、市政運営になるとさらにそこよりは狭い概念であると考えている。
- ・ したがって、このご指摘は、考え方として正しいと思う。
- ・ さらに、7の(1)の「協働」の部分にも、実は同じようなこと、関連する部分があるので、例えば、条文全体を見渡して整理しなければならない項目だと思う。
- ・ そのようなことを踏まえ、提言書（素案）の4ページの定義の中で「協働」について書いてあるが、これは書いてあるとおりである。
- ・ 網掛けしてあるが、「それぞれの立場及び特性を対等なものとして」と、これは、前回修正してあり、あと、「市政運営の公共的な課題を果たすため」と書いてあるのを「公共的な課題の解決のため」と言う形に修正した。
- ・ 「市政運営では範囲が狭い」というご指摘であったが、「協働」は市政運営だけではなく広く自治にかかわるものであることから、余計な言葉を外した形である。
- ・ もう一つ、そのように考えると、提言書（素案）の5ページの「基本理念」の中で、解説の一番下の行に「市政運営（住民自治・団体自治）」と書いてあるが、これは明らかに、住民自治・団体自治といえは自治全般を示すものである。
- ・ これは併せて修正した方がよいであろうということで、この2箇所はご指摘を踏まえて整理した。

(事務局：青山主任)

- ・ 「公共的な課題の解決のため」としたのは、「協働」という大きい項目の中の表現が「公共的な課題」ということになっており、他にも「公共的な課題」という言葉が出てくるが、最初の定義のところだけが違う表現になっていたため、全体を合わせるという意味もあり修正した。

意見交換

(1班：増田委員)

- ・ その表現でよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 基本理念の説明の修正についてはいかがか。

(1班：増田委員)

- ・それも修正案のとおりでよい。

(事務局：石黒主任)

- ・概念としては、自治・まちづくりがあり、その中に市政運営も入っている。
- ・事務局もこの指摘を受け、全体を見渡したが、この2箇所を整理すれば整合が取れるため、このようにした。この項目はこれでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

### 「3－(3) 市議会議員の責務について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・「その他②」は、「市議会議員の責務」についてであるが、簡単に言えば、普遍的な利益とは何なのか、非常に定義が難しく分かりづらいということである。
- ・「具体的な例示をしたら分かりやすいのではないか」というご意見であったのだが、対応案としては、普遍的な利益は、基本的には市議会議員の皆さん一人ひとりの考えに基づくべきものであり、例示は困難と考える。
- ・普遍的な利益については、そもそも範囲が事象によって変動するもので、常に市全体に限られるものではないという面もあるため、例示はあえてせずに行きたい。
- ・もう一つは市全体という言葉も関連するが、「市全体の普遍的な利益」というのが説明に入っている。そうすると、「市全体の普遍的な利益」と「普遍的な利益」の二つ言葉が出てくることになり、それぞれの違いはあるのかという疑問が生じる。
- ・したがって、「市全体」というのをなくし、「普遍的な利益」という言葉に統一した方がすっきりするのではないか。
- ・市議会の皆さんからのご意見の中で、議員の皆さん自らがこの「普遍的な利益」という言葉をお使いいただいていることも、一つ参考になるのではないかと思う。
- ・まとめると、例示をしないということと、「市全体」を削るということであるが、これについてはいかがか。

(代表者会全員)

- ・了解

### 「4－(2) 市長の責務について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・「その他③」は、「市長の責務」である。「市長の責務」の説明の中で補足がないのではないかというご意見があり、前回の微修正項目の中にも入っていたが、前回は議論の積み残しになっていた。今回、併せてご検討いただきたい。
- ・前回は、市民参画に関する制度として、パブリックコメント等、今までにある制度を例示したらどうかというご意見があったが、今回は、1班の皆さんから、市民の声を聴くことに関して、具体的な制度を書いた方がよいのではないかというご意見である。
- ・対応案としては、市民の声を聴くのは市長の責務であるが、そのための具体的な仕組

みや制度については個別政策の問題であり、つまり、市長の創意と工夫に基づき、その時々状況に応じて最善の方法で実施すべきものではないかと考えられる。

- そのような意味で、「市長の責務」では、「市民の声を聴く」、「姿勢と仕組みづくり」という2つを明記し、具体的な制度については、現在条例化されている制度や地方自治体の基本的な制度として定着しているもののみを規定してはどうかと考えた。
- 「姿勢と仕組みづくり」が、自治基本条例では謳うべきことなのではないかと考え、説明の文章を「広く市民の声を聴くための仕組みづくり」と言葉を足して修正を行ったが、いかがか。

#### 意見交換

(1班：増田委員)

- 1班では、本文に「意見を聴く」とあるが、解説の中の「意見を聴く」という部分について解説がなかったことを心配した意見であったが、修正の中で「市民の声を聴く仕組みづくり」と明記されていることから、これでよいと考える。

(代表者会全員)

- 了解

### 「5－(7) 審議会等について」

#### 説明

(事務局：石黒主任)

- 「その他④」は、「審議会等」についてである。ここでは、「公募の委員の一定の基準を書いてはどうか」というご意見があった。
- 対応案を考えるに当たって、まずは、このことの是非について考えてみた。皆様のご意見を踏まえた中で整理をすると、まずは、審議会の性格によって公募委員が果たすべき役割が違うことから、一概に基準を設けることは妥当ではないのではないかとこの考え方に至った。
- 例えば、審議会の委員構成が非常に細かく規定されている場合もあり、また、委員数が3人しかいないものから、多いものであれば何十人というものがある中で、そのような対応ができるのかどうかは疑問である。
- もう一つ、このたたき台の中でも、審議会には原則として公募委員を含めると規定しているが、逆に、審議会ごとに、何を目的としているのか、その中で委員の役割は何か、ということをしかりと検討した上で、本来、公募委員の数を決定すべきであり、目安を一律に示すのは難しいという考え方もできると思う。
- 公募委員の役割に関して、以前のご議論の中では、いわゆる専門的な知識を持った市民の公募も有り得るし、生活者としての市民感覚を導入することも大事であるとのことだった。
- 後者の「市民感覚を入れる」ということであれば、③のように、審議会の運営方法の問題でもあり、公募委員の導入のみで解決できる問題ではないのではないかと考える。
- 公募は大事な制度ではあるが、そのような逆の考え方も成り立つと考えており、そのように考えると、説明の部分に、この網掛けしてあるところのような形で書いておいてはどうかと思う。

- ・「設置目的や役割を踏まえて、委員数等の公募の在り方を検討し明らかにする」ということで、数を示すのではなく、その都度、明確化すべきという形で書いてみたが、いかがか。

(1 班：増田委員)

- ・追加していただいたものを読むと、委員構成や全体の人数などもキチンと説明すべきと読める。
- ・先ほどのご説明のように、現状の選び方でよいのか、この人数でよいのかという部分、そもそもそこから実はチェックが必要であり、そこにチェックをかけ、説明すべきということもここで述べていると思われるので、この説明で十分だと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・例えば、委員に専門家を入れるのであれば、何故その人を選んだのかということも説明すべきという考え方でよいか。

(1 班：増田委員)

- ・専門家が 2 人なのに、公募が何故 3 人なのか、また、公募がそもそも何故 3 人なのか、などをキチンと説明するということである。

(事務局：石黒主任)

- ・何故このような委員構成になるのかを明らかにしてほしいということである。

(1 班：増田委員)

- ・そのとおりである。そのようなこともこの説明の中に含まれていると理解できるならば、それでよいと考える。そのようなことは含まれていないと言われると困るが、これを見る限り、そのようなことも含まれていると考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・事務局としては、この「委員の数など」という言葉は、公募委員の数として書いてあるのか。

(事務局：石黒主任)

- ・そのような考えで書いている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・そうすると、そのような考えがよいのか、先ほど増田委員がおっしゃったように含めた方がよいのか。

(1 班：増田委員)

- ・市民から委員構成について意見を言うためのドアは開けておきたいと思う。
- ・国の審議会の委員構成などをみると、この結論を出したいからこの委員なのだということが分かる場合もあるが、そういうことはやってほしくないし、やりたくないという思いがある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・増田委員のおっしゃる趣旨に納得できる部分はあるが、2 点目の説明の書き方は、条文のたたき台の②の説明なのだと思う。
- ・委員全体の数も、委員構成も問題であり、そちらの部分も含めるということであれば、1 点目の①の方の説明、選任の手続きについての透明性、公平性などの部分の話なのだろうと思う。
- ・したがって、その部分を書くとしたら、1 点目の①の部分をもう少し修正する必要がある。

あるのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ それも含めた中で、透明性、公平性に今の意味が含まれるかどうかの判断はある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この1点目、2点目の説明の仕方は①、②に対応していないのだという話ならよいが、おそらく対応している。

(3班：小田委員)

- ・ 私は②を前提として考えたので、説明に修正が必要だと申し上げたのは、この一番上のところである。
- ・ 要するに、説明の中で、ここでは公募比率と書いてあるが、それがよいかどうかは別として、公募の人数や比率などを必ず検討するように、という一種の義務的な説明を入れておいた方がよいと思って考えた。
- ・ そのような観点から言うと、今回の説明の見直しは、表面が違うだけで、内容はほとんど同じということに賛成である。

(2班：田村委員)

- ・ 事務局で、この①、②に今の修正案が適合しているかどうかを考えて、適合しているということでこのように出されたのだと思うのでそれでよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この透明性、公平性という、公平性の部分には、委員数などについての意見も読み取れることから、①の方の話なのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ ①や、説明の1点目というところでやっている。これは誰が見ても、1点目とその後とは違うというふうに見えるので、①に対応するのが1点目で、②に対応するのが2点目ということではよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 先ほど申し上げた意味での全体の数とかの話になると、やはり必要なのは1点目の方の中身になる。

(1班：増田委員)

- ・ 1点目の解説の中でその趣旨が読み取れれば、それで十分である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 透明性の中に含まれるということだが、そこを明確にするかどうかではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 「選任の手続きについて透明性を確保する」とたたき台の中にもあるので、入っているというふうに読んでもよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 説明できないような人数だとか、委員構成は透明性に欠けるなどという話になる。

(1班：増田委員)

- ・ 説明の中で何か一言入れるなど、要はそれだけである。「設置する審議会等の構成及び委員の選任に当たっては」というふうに、委員構成について②に入れると、1点目のところの説明が明らかにされる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「委員の数や選任に当たっては」というような形になるだけでも違うと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 皆さんが、やはりそこまで市民の声を反映させたいという気持ちがあれば、表現は事務局にお任せしたい。

(3 班：小田委員)

- ・ ①に対する説明、1 点目を修正するということか。

(1 班：増田委員)

- ・ 補足説明を行うわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 増田委員の趣旨を入れるとすれば、1 点目も少し修正が必要である。

(1 班：増田委員)

- ・ 私の趣旨を入れるか入れないかということだけを皆さんに決めていただければ、表現は事務局にお任せしたい。

(3 班：小田委員)

- ・ そうすると、この理屈からいくと、1 点目の本文を修正しなくてはいけなくなる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 手続きの中に法制の問題が入るかどうかということである。

(3 班：小田委員)

- ・ そういうことである。これがこのような形で書くのが本当によいのかどうかということになると、長時間の検討を要することになるので非常に難しい。

(1 班：増田委員)

- ・ それが本文に入るか入らないかを解説の中に入っていると一言加えれば、それで済む話だと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 正直に申し上げると、今まで（委員の）数の議論はしてこなかった。その委員を選ぶ際に、キチンとした手続きを行い、何故こんな人を選んだのかと言われないように、行政としてもしっかりとやっていきましょうという視点であった。
- ・ 委員の選び方については、審議会ごとに数が決まっているものもあり、また、そうでないものもあるので、そこまで縛りかけるのはどうかと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 審議会で委員を決めているのは誰かということ、市民ではなく、行政なので、そこへ市民として意見が言える戸を一つ開けておいてほしいということである。

(2 班：田村委員)

- ・ いろいろ審議会があると思うが、中には科学的、医学的など高度の知識を持ってやらなければならないものもあると思う。そのようなときに、果たして一般市民が数だけたくさん入っても効果が出ないということもあり得るので、ケースバイケースである。

(1 班：増田委員)

- ・ 入れろということではなくて、委員構成について市民が意見を言える余地を残しておいてほしいということである。
- ・ 例えば、総合計画の市民会議では公募委員が 30 人で、他の審議会は公募が 2 人しか

いなかったという、このような実態を見たときに、肩書きの付いた人があれでよいのか、本当はもう少し市民を入れて30人じゃなくて35人がよいのではないかということ、市民が意見として言える隙間を作ってほしいということである。

- ・ 現状では、市民として意見が言える隙間がほとんどないので、審議会の構成についても、その余地を残しておいてほしいという意味であり、委員の構成についても説明してほしいということである。そのように受けとれる表現になれば、それでよい。

(2班：田村委員)

- ・ 修正した説明の仕方で、意味合いがかなり変わってくる。

(1班：増田委員)

- ・ これでそのことが読み取ればそれでよいということになるが、そのことが1項目にかかる言葉でないかというふうにも思われるので、だったら1項目の説明の中に一言入れていただければもっとはっきりする。
- ・ 「そのこと」とは、「委員の数や選任に当たっては」ということにすれば、笹川法務室長がおっしゃるように、そのところがはっきり読み取れる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 全体の構成員の人数の問題と合わせて公募委員の問題という部分があり、公募の人数は、2人がよいのか、3人がよいのか、5人がよいのかについて、5人がよいという話になれば、自動的に、全体の数も見直さなければならないという話につながるという部分はもちろんである。
- ・ 今の30人の中で5人に増やすというやり方と、5人にして35人にするというやり方があるわけで、そのような意味では、2点目に書いてある内容でも、必要に応じて数を見直すことになるということで、1点目は特に修正しなくても、2点目だけで、そのような意味も入ると言える。

(1班：増田委員)

- ・ 2点目の説明は、そのところも文言の裏にキチンと読み取れる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 公募に併せてと言う意味であれば、このままでいけるのだろうと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 公募にかからないということになれば、そうはならないということか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 公募の人数を変えないで、他を変えるというのは、ここからは少しずれていると思う。

(1班：増田委員)

- ・ 必然的に、今、笹川法務室長がおっしゃるように変わるのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 変わる場合もあるし、定数は変えないで公募を増やすということも、他の委員との関係の中で有り得る。

(3班：小田委員)

- ・ これは、むしろ公募の役割よりも委員の役割を明確に書いて、それで人数もキチンと検討しなさいというのであるから、もうそれで全てのことを言っているというふうに理解もできる。

(事務局：石黒主任)

- ・では、表現としては、この修正の形でよいか。

(代表者会全員)

- ・了解

## 「5－(8) パブリックコメントについて」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・「その他⑤」は、パブリックコメントについてである。ここでは、パブリックコメントの対象について、全ての計画、条例を対象にすべきというご意見であった。
- ・これについては、自治基本条例の制定の後に、おそらく制定することになるパブリックコメント条例の策定段階で検討すべき案件ではないかということ、もう一つは、全ての計画、条例を対象とする考え方は合理的ではないのではないか、という考えに基づくと、その説明の方を修正してはどうかと考える。
- ・「てにをは」的な部分もあるが、主な修正部分はその下の2行であり、「パブリックコメントの対象事案については、その条例の中で規定することを想定していますが、対象とする案件の範囲は、制度の根幹にかかわる問題となることから、その選定の根拠について明確にする必要がある」というように、選定の根拠について明確にしてはどうかと考える。
- ・実際、今のパブリックコメントの制度の要綱の中でキチンと書いてあるが、当然、条例化するとなれば、それをもう一度規定することにはなるはずであり、このように説明の中で解説することにすればいかがか。

(1班：増田委員)

- ・一つだけ質問したい。本文の方に、原案では「理念等を定める条例等を議会に提案していく」と書いてあるが、この「理念等」という言葉を受けて、パブリックコメントの条例の中に、「理念以外のものについてはパブリックコメントを求めない」という決定をされてしまう可能性がある。
- ・何が理念で何が理念ではないかという議論もあるが、それでもって除外されてしまっは元も子もないと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・この条例の「理念等」の「等」には何が含まれるのかということについてだが、もちろん理念を定める条例、あるいは市民の権利を制限するもの、または市民に責務を課すもの、このようなものが含まれる。
- ・他に対象となっているものとしては、施設がある。例えば、地区の公民館などは対象としてはいないが、全市的に使うような大きな施設については、その設置の在り方などを検討する必要があるということで、現在のところは対象となっている。

(1班：増田委員)

- ・そうすると、今の笹川法務室長の説明によると、ほとんど大多数の条例が、理念等の「等」に入るということでよろしいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・市民生活に直接影響を与えるということになると、責務に関してとか、何らかの義務

を課すとか、そういう条例などが対象になる。ただし、同じものでも、税の問題などは、それは義務として課すものだが、対象とはならない。

(1班：増田委員)

- ・ 今のご説明によると、市民生活に関係する条例については、この理念等の「等」も含めて運用すると、ほとんど全部入るのでよいということか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 提言書(素案)は市民会議としての説明になるため、どこまで記載するかというのがあるが、実際、逐条解説を作るときには、「等」は何を指しているのかということできるだけ書くようにしている。
- ・ これはこういうことを意味していると分かるようにして逐条解説を作ることで明らかになるとともに、実態としてその条例が制定されれば、その時にもっと明確になるわけである。
- ・ 条例そのものをパブリックコメントにかけることになれば、対象者はこれでよいかと聴くことになる。

(1班：増田委員)

- ・ 今のご説明で大体、理解できた。それでよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 修正案はこのような形でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

## 「9－(2) 他の自治体等との連携について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 「その他⑥」は、他の自治体等との連携についてである。ここについては、「市は広域的な課題の解決を図るため、他の自治体との連携および協力に努めなければならない」という努力規定にしているが、努力規定でよいのかというご意見である。
- ・ ご意見に対する考え方としては、一つは相手方の意向によっては連携ができない場合も想定されることから、努力規定が妥当ではないかということ、もう一つは、事案によっては、連携および協力することが、市や地域に対して全てプラスになるとは限らないということである。
- ・ 積極的に努力はするが、結果としてできない場合もあるのではないかとということも踏まえた中で、原案通りの形でどうかと考える。
- ・ お気持ちとしては、おそらく積極的な姿勢がこの規定で弱く感じられたのではないかと考えるが、「努めなければならない」という中では、当然ここまで書けば積極的にということはあるように思うので、ここは原案のままでいかがか。

(1班：増田委員)

- ・ これでよいと思うが、(2)と(3)が非常に性格的に似たものについて述べているのだが、(3)は積極的に行うとして、(2)は努めなければならないとなっている。
- ・ 一般の人が読んで、(2)と(3)の「積極的に」と「努める」とどう違うのかと説明を求められたときに、うまく説明ができないのではないか。だから、「努める」とい

うことにこだわる必要はないのではないかと。

- ・「努める」にするのであれば、(3)も、そうした方が整合を取れるのではないかと。

(事務局：青山主任)

- ・ その辺りについては、事務局でも議論を行ったが、若干ニュアンスが違っている。
- ・ (2)の「自治体等との連携」というのは、市政運営にかかわる広域的な課題の解決であり、(3)の「海外の自治体等との連携」というのは、世界平和の実現と地球規模の諸課題の解決ということで、これはもう選択肢がないと考え、義務規定にしてある。
- ・ (2)の「自治体等との連携」ということになると、身近な課題である以上、ある程度、取捨選択しながら連携する必要がある。
- ・ そういうことで、連携・協力は、「可能な限り」としなければならない部分があり、積極的にとまでは言えないことから、「努めなければならない」という表現とさせていただいた。

(1班：増田委員)

- ・ 事務局の考えは理解したが、果たして一般市民はそのことが分かるだろうか。そのことがわかるように説明に入れたほうがよいのではないかと。
- ・ 逆に言うと、海外の自治体等に対して、いろいろ問題を起こしている国についてはどうなのかと考えたときに、こちらの方を「積極的に」ではなく「努める」にした方が安全ではないかと。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「努める」として揃えるかどうかと、説明を分かりやすくするかということか。

(1班：増田委員)

- ・ それに加えて、今の「積極的に」という部分で、積極的になくてもよい国もあるわけである。その辺りを考えると、(3)も「努める」にしたほうが無難であろうということである。

(事務局：青山主任)

- ・ 事務局としても表現の違いが気になっていたが、どちらも「努める」にそろえてよいのか。

(3班：小田委員)

- ・ (2)、(3)のどちらも政策の問題であり、選択ができるようにしておかないと、ここに書いてあるからやれと市民が迫るのはおかしい。

(2班：田村委員)

- ・ (2)も、ある程度、努力規定でよいと思う。「しなければならない」と言ってしまうと大変なことになる。それこそ、選択の余地がない場合もある。

(1班：増田委員)

- ・ ただ、(3)も当然、選択の余地がある。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、ここは(3)の条文を修正するということでよろしいか。
- ・ 解説の方はいかがか。説明の文章は、33ページを少し修正したが、これでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここで少し申し訳ないが、最初の1ページ目の「その他①」のところに戻っていただきたい。
- ・ 私と事務局の方で考え方を詰め切れておらず、申し訳ないと思うが、法制執務上の話からすると、定義の言葉は、その言葉を使っているところ、今回の場合でいえば、「協働」のところだが、言葉を置き換えて読むことができるというのが法制執務上の考え方である。
- ・ 現在の修正案では、「協働」を定義の文言に置き換えた場合、提言書(素案)の27ページ一番上の条文のたたき台が、「公共的課題の解決にあたり、市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものと尊重する考えの下、公共的な課題の解決のために努力して共に働くことを推進するものとする」ということで、重なった文章になってしまう。
- ・ これは純粋な法制執務上の問題であるが、文章としてうまくないと思われる。
- ・ そうすると、今の定義の修正については、「公共的な課題の解決のため」ということではなくて、現行の部分の「市政運営」を削り、「～考えの下、公共的な目的を果たすために」とするのがよいと思う。
- ・ こうすれば、協働のところは、公共的な課題の解決にあたっては、そういう目的を果たすために協力して働いていきたいと思いますという形になるのでよいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 「市政の運営」を落とすのはよいと思う。
- ・ 「目的を果たすため」という方が範囲は広いので、笹川法務室長のおっしゃるように、定義の方は「目的を果たすため」とした方が、かえって読みやすいと思うし、「課題の解決のため」というよりは、もう少し範囲が広いと読み取れるのでよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 原文から「市政運営」を落とし、「対等なものとして」と表現に加えるが、表現は元に戻すこととしてよろしいか。
- ・ 他にもこのような観点で、これから当然精査をしなければいけないところもあるかと思う。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、未審議項目としてお送りした資料1はこれで全て終わりである。先に進みたいと思う。

## 「男女共同参画について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 男女共同参画については、前回の議論の中で多くの項目が関連していた。そういう中で、考え方を一度整理しなければならないということで、当日配布となった。
- ・ 当日配布資料1の1番左の方からみていただきたい。
- ・ 前回、これまでの市民会議や市民フォーラムでの議論の経過をまず振り返るようにと

話があった。

- 結論から申し上げると、男女共同参画に対する認識としては、上越市の様々な自治の場面で、依然として女性に対する差別が解消されておらず、については男女共同参画は最重要課題だというのが現状認識である。
- これまでの市民会議の議論の経過としては、議論の中で男女共同参画は非常に関心の高い項目として挙がっていたが、最終的な結論の書き方をよく見てみると、自治基本条例への位置付け方としては意見が分かれていたかと思う。
- これを踏まえた中で、今一度、前回の代表者会での議論を整理すると、大きく二つの考え方に分かれてくる。
- 一つは、左の方である。人権問題や男女共同参画に対する姿勢としては、まず、「人権や差別の問題は、対象者の数の多寡の問題ではなく、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの基本的人権を守ることが必要である」という考え方である。
- もう一方は、「男女共同参画は、人口の半分が女性であることから、市として、他の人権や差別の問題よりも政策的に優先させて取り組むことが必要である」という考え方である。
- 当然、どちらも人権が大事だという思いがある中での話であるが、右側の考え方については、その中でもやはり優先させていくことが必要だということであり、その根拠は、一つは、人口の半分が女性であるという話も先般あった。
- それぞれで話を進めていくため、まずは左側について考えてみたい。この考え方に立つと、自治基本条例に男女共同参画をどのような形で位置付けるのか、ということが今回の議論の内容になる。
- まず一つは、「最高規範」である自治基本条例の「基本理念」と「自治の基本原則」にあらゆる人権・差別の解消の必要性を位置付け、それぞれの人権問題に対する理念や具体的な制度などは、男女共同参画条例などの個別条例に委ねる。つまり、自治基本条例は全ての人権尊重に関する個別条例の根拠となるという考え方である。
- もう一つの右側の考え方に立つと、「最高規範」である自治基本条例に、男女共同参画の理念や、それを具体的に推進するための制度を、他の人権・差別の問題よりも強調して位置付けるというものである。
- それぞれの位置付け方が、基本方針のような形になってくるかと思う。実際どうするかであるが、先般の議論よりは前の段階、現在の提言書の考え方としては、左の考え方に立っている。
- 男女共同参画の重要性については、先般も非常にご議論があり、そういったものを踏まえて、どういうふうに位置付けていけばよいのかを事務局としても整理をしてきたところである。
- まずは、ケースA、ケースBと書いてある上のところをご覧いただきたい。人権の尊重全般を強調するという考え方も一つあるのではないか。つまり、男女だけではなく、他の人権問題も並列的にイメージして、人権が大事だということを強調する。
- もう一つは、市民参画の場面で、人権問題を例示として、たとえば「性別」等とかそのような形で書く方法もあるのではないか。
- もう一つは、具体的な審議会の委員の選任でクォータ制を規定するという方法がある。
- これ以外の形では、男女共同参画のみを具体的に位置付けるという方法も考えられる

が、事務局の方でも整理し、やはり人権問題に差はないという考え方に立つと、一番右の直接的に男女共同参画のみを規定するのは少し難しいのではないかと考え、対案は作っていない。

- まず、ケースA、ケースBというのは、人権全体を強調するという方策である。それから一枚めくっていただくと、それぞれのケースを実際に条文にしてみるとどういふふうになるのか、どこに位置付けていくのかという話が出てくる。
- もう1枚めくっていただくと、位置付ける場所が書いてあり、この体系図は、参考までに今の条例の体系を少し整理したものであるが、基本的に上の方に行くほど基本的な理念であり、下にいけば個別具体的な話になるという形になっている。
- A B C D Eという5つの位置付け方のうち、現在の提言書の位置付けというのは、「基本理念」の中の「人権の尊重」の中で性別を例示し、解説の中で男女共同参画の条例を始めとしてということで例示しており、そういう意味で言うと、一番高い位置付けにしているわけである。
- こういう条例の構造というのは、上から下に及んでくるので、位置付けとしては一番高いと言える。
- 今回の対案の一つ、Aの案というのは、人権尊重の大切さをこの「総則」の場所か、もしくは「自治の仕組み」のどこかに独立して設けたらどうかというもので、そういう条文と項目を設けたらどうかというものであるが、場所は要検討である。
- Bの案については、市政運営の範囲の中で「人権尊重」という項目を一つ起こしたらどうかというものであり、当然、男女だけではなく、他の問題も全部含めて書くことになる。
- Cの案については、市民参画ということに観点を移して、やはり先般そういう議論があったが、市民参画に限った中でもう少し具体的に書いていこうというものである。
- 例えば、市民参画の場面で男女等による差別をなくす、誰もが参画できるということを手頭にし、女性や性別を例示するという考え方で、それがCでありDである。
- これはテクニカルな問題で、「基本原則」の中で謳うのか、「市民の権利」というところで謳うのか、これはもう位置付ける場所の問題である。
- Eの案は、審議会というより具体的な場面で、条文にクオータ制の話を書くという方法であるが、これを考える時に大事になってくるのが、男女共同参画をどういう領域で規定し、どういう部分で実現したいのかということである。
- 1枚めくっていただくと資料4があり、ここに円が書いてあるが、これも一つの理念図だと思っていただくと、自治とか市政運営の範囲というのをイメージしやすいと思う。
- 一番外の領域というのは地域社会の全般の話だとすると、その次に自治の範囲あり、その中にさらに市政運営があり、市政運営の中の方向の一つとして市民参画があり、さらにその具体的な手法として、審議会への公募委員の登用などの市政運営と市民をつなぐ部分がある。
- このA B C D Eが、それぞれの場所に位置付けられてくるわけであり、そうなったときに、実際、この自治基本条例の中でどういうことを謳いたいのかということと一緒に考えていただきたいと思います。
- そうなると、また一番元に戻ってくるわけであるが、1枚目の資料1に戻っていただ

くと、それぞれのケースの課題を少し整理してある。

- まず、ケースA、ケースBという人権全般を強調する場合は、今、人権の問題については自治の基本理念に謳っているが、基本理念には、他にも例えば平和の話、環境の話、地域特性の話も書いているわけであり、人権だけを取り出して一つの項目を起すことは、その中で差が生じるような感じもする。
- 次に、ケースCとDについては、例示の一つとして「性別」を挙げようということだったが、これは、何故「性別」というのが筆頭に挙がってくるのか、その説明が必要となる。
- もう一つ、ケースEということで、クオータ制という具体的な施策について盛り込むことは、男女共同参画に特化して自治基本条例の中に位置付けるのは、結果的には人権の問題について、取組や位置付けに政策的な優先順位をつけているようなイメージになるのではないかという不安もある。
- 「共通課題②」というふうにしたケースCとDをとった場合も、結果として「課題③」のところに結びつく可能性もある。
- 逆に、今挙げた方法以外であると、直接的に男女共同参画のみが突出し過ぎてしまい、他の人権や差別の問題についてはどうなのか、という問題が生じると考える。
- そのように考えていくと、現在の提言書（素案）の規定についてはどう考えるか、これは一番高いところに位置付けているわけである。
- そういう中で、前回の代表者会で、自治基本条例に男女共同参画という形で規定しないと当市における取組が後退してしまう恐れがある、または、後退はしないまでも、そういう印象を受けるのではないか、ということをご心配される委員の皆さんもいらっしやう。
- これについては、下の2つの点のとおり、最高規範の基本理念に沿わない条例の改正は、違法の改正となるので、現在の規定で十分ではないか、また、現行の男女共同参画基本条例の内容が基本理念に沿っていることを前提として、最高規範性との複合的な効果で、改正による取組後退の防止ができると考えられるのではないか。
- この課題については、解決策をある程度見出せるわけであり、そのように考えた中で、この条例にどのように位置付ければよいかということである。
- 基本としては男女共同参画基本条例があるが、これは先ほど申し上げた自治という部分に限らない、一番広いエリアを想定した条例であるため、上越市というこの空間的な領域に、当然あまねく効力は及んでいる。
- そのような状況の中で、自治基本条例という自治に関する最高規範の中でどのように位置付けるかということであり、男女共同参画という考え方もあるが、人権という問題をこの条例においてどういう姿で示すべきかという問題になってくると思う。
- 説明が長くなり、資料もたくさんあり、恐縮であるが、ご検討いただきたい。
- **資料2**については、それぞれの条文案のイメージを入れてみた。非常に長い条文になっているが、参考にご覧いただきたい。

## 意見交換

(1班：平野委員)

- 非常によく調べられ、いろいろ検討していただいたなという感想である。

- ・ここに男女共同参画推進課の意見がどの程度入っているのか、お聞きしたい。これを検討する時に、男女共同参画推進課と当然話はされたと思うが、どの程度入っているのか。

(事務局：石黒主任)

- ・当然、話は聞きに行っているが、この資料は見せてはいない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・我々としては、前回の繰り返しになるが、当然、性別だけではなくて、障害者の方なども含めて、そういった人権については順位がないというスタンスでいる。
- ・そういった点から、一つの担当課の意見も、これを整理していく中でお聞きしたわけであるが、その意見だけを聞けば、当然その所管する業務の立場から主張されるので、事務局としてはフラットな立場で判断をさせていただいた。
- ・先ほど担当が申し上げたとおり、事情は聴取したわけであるが、その主張をそのまま主張するのではなく、事務局として、全てフラットな立場で見る努力をしていることはご理解いただきたい。

(1班：平野委員)

- ・今までの慣例からすると、「いわゆる共同参画に女性を」というような場合、多分、女性を差別している、あるいは、人権を侵害しているなどとは全く考えてらっしゃらないと思う。
- ・そこに問題があるということは、推進する立場を考えたときに出てきたものであるので、いろいろと意見を申し上げた。
- ・これだけのことをやっていただきながら、男女共同参画の項目が入ってこないということで、いかにこのことが難しいかということは理解できたが、人権の問題ということでは多分皆さんはとらえていないということは、お話ししておきたい。

(1班：増田委員)

- ・今、池田自治推進室長がおっしゃった、「人権の中には上下の差がない」というのは全くそのとおりであるが、その考え方を推し進められると、男女共同参画基本条例で定めたクォータ制を否定する一つの根拠にされる恐れがある。
- ・その自治基本条例を受けて各条例を見直すと言っているが、見直しのときにクォータ制とはそもそもいかなものかという議論が出てくる可能性があり、クォータ制が消えてしまう恐れがあることを私は一番懸念している。
- ・たまたま、市議会議員の皆さんの意見をみたところ、クォータ制を入れるべきと書いてあったので、議員の皆さんの意識はそこにあるのだろうと思うが、それは今いる皆さんの意識であり、やはり条例構成上はそのことを後退されない仕組みをどこかに入れなければならないということで、私はこの一連の資料を見させていただいて、非常に考え方の整理ができた。
- ・最終的にクォータ制のことがどこかに書いてあれば、その精神は全体に行き渡ることになるので、審議会等の項目か、それ以外でもよいが、クォータ制のことがどこかに書かれればそれで十分だと思う。
- ・そういう観点から、1班でもあまり声を大にして言わなかったが、気が付いたときにクォータ制が否定されるような仕掛けができてしまったら困ると、そこだけを心配している。

(2班：田村委員)

- ・今の市議会議員さんがおっしゃっているのは、審議会等の中で男女共同参画を目指してクォータ制の努力義務を入れたらどうかとおっしゃっているわけであり、市議会の意見と合わせるとしたら、審議会等の項目でよいのであろう。
- ・資料2の一番下の「審議会等」の「5- (7)」について、特徴としては、男女共同参画のクォータ制を盛り込むという趣旨になっており、審議会等の中で努力すると言っているのだから、よいのではないか。
- ・積極的に女性の方が参画してくれれば一番よいわけである。

(3班：今井委員)

- ・しかし、やはりどこかで書いておく必要があると思う。

(3班：小田委員)

- ・どこに入れるのが一番バランスを取れるのかという判断になり、非常に難しいが、申し上げたかったことは、同じことを何度も申し上げてもしょうがないが、現実があまりにもひどいからであり、そういうことに対して大きく声を出すというのも自治基本条例の大切な役割だと思う。
- ・もっとひどい差別もいろいろあるが、Eで入れることが可能なら、それが一番現実的だと思うがいかがか。

(事務局：青山主任)

- ・Eという案で考えていく上で、一点だけどうしても確認していただきたいことがある。
- ・これは、市議会の方からの意見書の1ページの一番下の「(5) 市政運営」の中の部分の話である。
- ・ここに、まず、全体ということで、「会議の公開および会議録等の提供について規定すべきである」というのと、「(3) の審議会等」の「複数委員会兼務の制限と男女共同参画を目指したクォータ制の努力義務について規定すべきである」というのが、セットで記載されている。
- ・特別委員会の場で、提案された議員さんがおっしゃっていたのは、上越市の制度として特徴のあるもので、現在、運用されているものであることから、これは是非入れるべきだというお話であった。
- ・前回、事務局の方で、人権の問題に関する論点と整理して議論した場合、人権自体は平等だという考え方を前提にしないと、行政としては受け入れにくいという部分があり、若干、意見が食い違ってしまったのだと考える。
- ・議員さんがおっしゃっていたように当市の特徴的な制度として、ここで挙げられている会議の公開などとセットで盛り込むという別の視点に立てるのであれば、それも一つの方向性ではないかと考える。

(事務局：石黒主任)

- ・そういう議論のそれぞれの背景、考え方がある中で、私どもが今回、議論を整理したのは、一つは、やはり人権問題とは何だろうというところ、それと、自治基本条例とは何だろうというところを踏まえて、自治に関する最高規範という中での位置付け方を整理した。
- ・それぞれの皆さんのお考えや切り口があると思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そういう意味では、我々が議論して積み重ねて、落としどころとしてここがよいのではないかというものと、市議会の意見として出てきたものとは背景は少し違うが、結果として同じような答えがあったということである。

(3班：小田委員)

- ・ 非常に選択肢があると思うが、もしそういう話になってくると「多文化共生」だけが突出しているので、これは相討ちにしないといけなくなるのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 事務局もそちらの見直しも必要だと認識しているので、ここでの議論の結論によっては、説明の書き方を変えるか、あるいは条文自体も見直しが必要になるのではないかと考えている。

(3班：小田委員)

- ・ 「審議会等」の条文を起こしたのも、もともと公募をどう扱うかというところから行われたわけで、そういう趣旨からいけば、公募という大きな精神と、もう一つ男女共同参画とのバランスをとるのは、重要なことだと思う。
- ・ もともと「審議会等」という項目が出てきて、そこで表現しようとしたわけであるので、そこで表現するのが一番無難ではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 男女共同参画基本条例の中でも、その審議会のところに絡めて規定をしてある。
- ・ 市長の執行機関、要するに「執行機関としておかなければならない委員会の委員を選任するとき」と条例の中に規定しているので、そのこともこの条例を検討するときに十分考えたのだと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 推奨する制度やこれを推奨するところに町内会まで含めてあることから、男女共同参画基本条例は非常に進んだ条例なのであるが、現実には知らん顔をしているのがほとんどであり、そういう意味でも、どこかにそういう趣旨を入れるのが望ましいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 男女共同参画基本条例と整合をとるのであれば、「審議会」のところが一番よろしいかと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そういう意味で、全体を見渡したときに、少し政策的な要素が強いというか、レベル合わせができないというか、大きな理念はよいのだが、具体的な部分が入ったり入らなかったりとばらつきがあるものになることは、ご了解いただきたい。

(1班：増田委員)

- ・ 自治に関して強調して考えたとすれば、深みがあるものが出てくるであろうし、自治基本条例ならではという部分があっても仕方がないと思っている。
- ・ その点は、全部が水平でということでもなくてもよからうし、思いがそこに入ってもよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 条文だけみていただきたいが、該当するのは2枚目のEである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 皆さんがよいということになれば、具体的に修正案の方の文言がどうなのかというところに進ませていただきたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ こういう条文が自治基本条例という中に盛り込まれたときに、いろいろな人権の観点で見たときに、具体的な形で見たらどうだろうか。

(3班：小田委員)

- ・ これは自治基本条例であるので、あくまで自治のシステムを示しているわけであり、まちづくり条例ではないということを考えると、定義できるところとしては、この辺しかもうない。
- ・ 要するに、いわゆる市のシステムではないところまで条例で強制はできないため、市のシステムの中でそこを明確にすることによって、波及させていくという役割があると思う。

(2班：田村委員)

- ・ 当初は、男女共同参画の項目を起こすという考え方が強かったため、人権の問題全般を考えると違和感があったが、このような形ならばよいのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 逆に言うと、クオータ制が人権、性別により差別しているということになる。

(3班：小田委員)

- ・ だから、「クオータ制」という表現は入れてはならないと考える。

(1班：増田委員)

- ・ だから、並列に公正に配慮しなければならない。これが必要だというふうに考える。

(3班：小田委員)

- ・ それが入れば、男女共同参画基本条例に書いてあるので、分かるようになる。

(1班：増田委員)

- ・ 積極的格差是正措置というのは、あくまで経過措置なのである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、この辺でよろしいか。ご発言のなかった委員の皆さんも含めて、審議会等の中で規定するというところでよろしいか。
- ・ 修正案のような表現を使わせていただいて、審議会等の項目に追加するというような形で、代表者会の修正案とさせていただきたいがよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

## 「市議会の責務について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 最後に事務局のミスで、資料の中で漏れてしまった前回の積み残しの部分の議論をさせていただきます。
- ・ それでは、第20回代表者会の資料2を見ていただきたい。この中の微修正項目の「市議会の責務」の中で、「市議会の運営の透明性を確保する」を「市議会の審議過程の

透明性を確保する」等に修正するということについて、議論を積み残していた。

- ・これに決着をつけることができると、全体会での意見はすべて整理でき、市議会からの意見に臨むことになるので、どう修正するかのご検討をお願いしたい。

#### 意見交換

(3班：小田委員)

- ・これは前回の議論だと、運営から審議過程にすると範囲を狭めることになるので、適切な変更ではないので、適切な文言を考えるということで終わっている。
- ・そのときの議論で一つ押さえた問題が、議員さんの私費で活動することまでも透明性が求められるのかどうかということである。
- ・それがこの問題についての唯一の論点だったと思う。

(1班：増田委員)

- ・少なくとも、議会とか、常任委員会の他に研究会などがいろいろあり、各会派の人が参加していろいろな研究や視察を行っているということで、そういうものもある程度明確にしてもらったほうがよいのではないかという話になり、そのことを含むにはどうすればよいかを議論しなければならない。
- ・一番あいまいなのが、「運営」という言葉であるので、それを整理すると、「市議会の審議その他の活動の透明性を」というふうになるのではないか。
- ・「審議」というのは、いわゆる議会開催中だけの審議だけではない部分もあり、含まれるというふうに通常は解釈されるので、「審議その他の活動」と端的に表現すれば、だいたいうまくいくのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・解説を改めてみているが、解説の中では、市議会の運営のあり方として、審議過程の透明性を確保するとなっている。
- ・ここから「審議過程」という言葉が出てきたわけであるが、逆に、例えばニュアンスとしては、「運営」という言葉を、「審議過程及びその他の活動」と説明の中で明らかにし、条文は「運営」のままにしておくという方法もあるのではないか。
- ・「運営」という言葉だと分かりづらいとのことなので、そこに説明を加えてはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・もともと「運営」が重なっているのはおかしいと思っており、そうすると、やはり「審議その他の活動」として、審議も議会の活動の一つであり、視察なども含めて「活動」というふうにまとめる方が一番すっきりするのではないか。
- ・「審議その他の活動」の説明では、議会としての視察などを少し例示することで分かりやすくなるのではないだろうか。

(2班：田村委員)

- ・前回、「審議その他の活動」とすればよいという結論になったのではなかったか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・あれは私の発言であり、結論には至っていなかったはずである。

(2班：田村委員)

- ・いずれにしても、市議会の運営の透明性というのを、「運営」をやめて「審議その他の活動の透明性」とすればよいのではないか。

(4班：横山文男委員)

- ・ 私もそれでよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、「審議その他の活動」ということで、引き取らせていただく。

(3班：小田委員)

- ・ これはあくまで市議会であるので、議員さん個人の活動ではなく、おのずから範囲が絞られることになり、問題ないと思う。

## 「市長の責務について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ あと、申し訳ないが、もう一点、「市長の責務」の中で、先ほどは1点目の解説を補強したわけであるが、3点目のところの市民参画を推進するための説明に具体的な例示をしたらどうかという意見があった。
- ・ 「パブリックコメント等」と入れると少し合わないというご意見があったが、逆に先ほどの1点目の議論の中で、市民の声を聞くという部分に、「姿勢」と表現することで強化されていると思うがどうか。

(事務局：青山主任)

- ・ 前回、問題となっていたのは、パブリックコメントというのが市民参画の一番代表的な制度であるとの認識を、市民の皆さんはお持ちでないということであった。

意見交換

(1班：増田委員)

- ・ 確か、例示はしなくてもよいのではないかという話が出ており、「パブリックコメント等」を取ってしまおうという意見もあったと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 私もはっきりと申し上げたが、「パブリックコメント等」とかという完全に誤解が起こるので、元に戻したほうがよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ その辺のことが、4班の皆さんのご議論の中で出てきたのだが、これを適切に直す方法は、あえてここで例示をすることかどうかという問題もあるわけである。
- ・ 市民参画については、当然この後にも出てくるので、逆に、誤解を招くのであれば、「パブリックコメント等」というのは外して、後段でも市民参画についての説明はたくさんあるので、ここは、修正前の状態に戻すということによいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 以上で積み残しの方は終了したので、市議会の皆さんからの意見についての議論に移りたい。

## 「特別委員会からの意見書について」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ この条例案の全部で 44 ある項目の中で、各会派のご意見を入れると 23 項目にかかわるたくさんのご意見をいただいた。
- ・ 議会として統一した意見は、9 項目に関連している。会派別だと 16 項目。少し合わないが、重複もあるので全部で 23 項目くらいになっている。
- ・ 皆さんは、本日、初めて目を通されると思うので、まず統一されている見解の部分までを見ていただきながら、今日は結論を出さないが、意見交換をしたいと思います。
- ・ それでは、「自治基本条例に関する提言書（素案）についての意見書」をご欄いただきたい。
- ・ この資料は、特別委員会としてまとめたもので、この中でも市議会としてまとめた統一意見と、各会派の意見とに分かれており、ここに載っている各会派の意見は、委員会の方で整理をされたものである。
- ・ これにさらに会派ごとに意見をまとめた書面があるが、これもしっかりお伝えした方が、真意が伝わるだろうということで、そのまま添付されている。
- ・ 議論を進めていく上では、当然、統一意見と各会派の意見について、全て回答を考えていくという形になってくる。
- ・ まず、統一された意見という中の一枚目をめくっていただくと、冒頭に大変よくまとめられているということで、市議会の皆さんにお褒めをいただいている。
- ・ 前文の部分の意見については、全体に関わるものとして「共生」という言葉が上越市の自治を考える上で重要なキーワードであり、それを文章に入れるべきだというご意見である。
- ・ また、3 行目に「しかし」とあるが、これを別の表現にすべきではないかというご指摘もあった。
- ・ 3 番の「市議会」については、例えば、市長等と市議会は、二元代表制の観点からそれぞれ対になるような表現にするべきではないかというご意見が挙げられている。
- ・ そう考えると整合がとれていない部分があり、例えば、権限の部分で、市長には「市民の代表として」とあるが、同じ市民の代表である市議会には記載されておらず、また、議会には「議事機関」とあるが、市長には「執行機関」との記載がないので、表現を合わせる必要があるのではないかというご意見である。
- ・ 「市議会の権限」については、「市政運営の監視機能」が市議会の責務の中に掲げられているが、権限でもあるので規定したらどうかというご意見である。
- ・ 「市議会の責務」については、「私たちのまち」という表現がここにだけ使われており、整合がとれていないのではないかというご意見である。
- ・ 「全市的な視点」を「市民の代表者としての視点」に変え、「市民の代表者としての意思決定機能」を「市としての意思決定機能」に修正すべきだという文言の修正に係るご意見もある。
- ・ 「市政運営」の項目のうち、「審議会等」の項目については、先ほど触れたが、クオーター制の話と複数委員会兼務の制限について盛り込むべきとのご意見である。
- ・ 併せて、会議の公開や会議録等の提供ということも既に条例があり、盛り込む必要が

あるのではないかというご意見もある。

(事務局：青山主任)

- ・ これは、同じ「審議会等の会議の公開に関する条例」の中に、「会議録の提供」が規定されていることに基づくご意見である。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「オンブズパーソン」については、市民会議でも整理し、対応しているが、「苦情対応全般」に係る規定であるとの考え方から、市議会の皆さんは「オンブズパーソン等」という形に変更してはどうかというご意見だが、前回の議論で「苦情処理等」とすることでまとまっている。
- ・ 「政策法務」については、「市長等は条例等を制定する～」とあるが、そもそも条例の制定権は議会に専属するものであり、誤解を招くだろうということで、別の表現とすべきであるとのご意見であった。
- ・ 「改正」については、条例の見直しの部分で、「5年ごとに」としてあるが、「5年を越えない期間ごとに」と修正すべきというご意見をいただいている。
- ・ これは、5年にこだわるのではなく、「必要に応じて」と、「最長5年」というのを併せ持った表現であるというご意見である。
- ・ 3ページ以降は、会派の皆さんのご意見が並べてあるので、各意見間で整合が取れているものではないが、細かいニュアンス等については、別添の各会派の皆さんのご意見をご参照いただきたい。
- ・ 逆に、本日は各会派のご意見については、検討し出すとこれだけで終わってしまうので、共通の意見としてまとめられた部分について、意見交換をお願いしたい。

## 意見交換

(1班：増田委員)

- ・ 先ほどの意見に対して、前文のところで「共生」という言葉にだいぶこだわっているようだが、私たちの中には「共生」という概念があるわけで、あとは言葉にするかしないかだけの問題であり、市議会の皆さんのようにこだわっていないが、どうも接続が悪いと思うので、これは然るべき言葉にしなければならないと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 本日は取りまとめるというよりは、皆さんの率直なご意見をお願いしたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市議会からの統一意見に対する皆さんの声を挙げていただきたい。

(3班：小田委員)

- ・ 「共生」について気になるのが、第5次総合計画（に係る審議）で引っかかっていることである。だから、ここが変わるとことは、第5次総合計画自体が変わってくるということになりかねない。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ ここは、確かに第5次総合計画の改定の将来都市像にかかわる部分だが、根っこは同じようなところから出ていると思う。
- ・ 自治基本条例の前文には、新市建設計画の基本理念がそのまま引用されており、合併協議の際の新市建設計画の大切な部分は盛り込まれており、かつ、文言として「支え

合い」と表現されているという点を踏まえても、なおかつ「共生」という言葉を入れてほしいという市議会サイドの強いご要望である。

- ・ 原案でもその内容は表現されているが、「共生」という言葉はやはり忘れずに、合併の理念というのを、あるいはそのときに大切にしてきた言葉というのを、どうしても形として残したいという思いが、市議会の皆さんの中に強くあって、それが第5次総合計画の将来都市像に係る議論の中でも、主張されてきた部分である。
- ・ そういった背景を踏まえ、皆さんからもご意見をいただきたいということであり、必ずしも第5次総合計画の将来都市像にかかわるものではないので、あまり深く考えないでいただいいてよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ カギカッコで共生という言葉が囲っているが、カギカッコを付けて、将来都市像の言葉をそのまま盛り込んでほしいという趣旨ではないと理解してよいか。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そのとおり。「なりわいと文化あふれる共生都市上越」というような、そこまでは求めている。あくまでも「共生」という言葉である。

(2班：君波委員)

- ・ 私は議会を傍聴したが、今、高橋企画政策課長がおっしゃったように、「共生」という文字ではないが、「共生」と同じ表現が入っていることを肯定した上で、あえて盛り込んで欲しいとの要望である。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そのとおり、それは承知した上である。そういう文言も市民会議の皆さんはキチンと意識をされてそのように表現されているが、その上で「共生」という言葉がほしいという主張である。

(2班：君波委員)

- ・ 私としては、そういう意味では、「共生」についてもっと分かりやすい言葉で表現しているということが伝われば、理解していただけたらと思っていた。

(1班：平野委員)

- ・ そのときに出てきた「共生」という言葉自体だと多分分かっていらっしゃる。

(2班：君波委員)

- ・ もう一つは、自治基本条例は、先ほど出てきたようなまちづくり条例や都市づくり条例ではないのだという、そのような理屈を付ければ、ここによい言葉が出ているので、よいのではないかと思います。自分で傍聴させてもらってそう感じた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ これは市議会の統一意見という形で出ている。

(3班：小田委員)

- ・ 「共生」という言葉を入れるのであれば、どこにどう入れたら形になるかを示していただいいて、それでよいかどうかというのを聞いた方がよいのではないかと思います。

(事務局：石黒主任)

- ・ 前文については、おそらくこの2つは、前回の議論に用いたたたき台がないと分かりにくいのではないかと。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 共生は、言葉としては入れ込むというようなニュアンスでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：笹川法務室長)

- ・ もう一つ、「しかし」という言葉はやはりつながりが悪いのであろうか。
- ・ これは、単純に私が作ったときに、「栄えてきた、けれどもそういう時代の到来があったので」と、どちらかという逆説的なつながりだと思ったので、「しかし」という言葉を使った。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そのニュアンスが分からない。これは逆説的な言葉を使うことをよしとしなかったのか。
- ・ 例えば、「しかしながら」とか、法制執務上の逆説的な言葉として相応しくないとやっているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 法制執務上の逆説的な言葉という意味ではなく、印象が悪いと言っている。法制執務上の言葉に、「しかし」はない。

(1班：増田委員)

- ・ 「しかし」というのは、前の2文を受けて、だけれどもということだが、前の2文と「しかし」という言葉が実はリンクされていない。
- ・ 前の文は歴史を刻んで栄えてきたということだけを言っているのであり、その歴史がどうとは言っているわけではない。
- ・ 自治のあり方については、「しかし」の後に述べており、前後の文に関連性がないから接続詞でつなぐとこうになってしまうのか。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 接続詞そのものとして、ふさわしいかどうかということを行っているのか。

(事務局：青山主任)

- ・ 提案者のイメージとしては読んで、音に出して聞こえのよい文章にしたいという、それがご意見の端的な中身であり、対案として、「しかし」ではなく、「そうした中で」の方がよいのではないかという意見も出されている。

(3班：小田委員)

- ・ 全部、本来つながりがある文章構成でやってきているので、「しかし」に変わる適切な言葉があればそれでよい。
- ・ そんなにこだわることはなく、「栄えてきたけど、栄える状況がどんどん変わってきちゃった」と、だから必要なのだというふうにつながってくる。

(事務局：石黒主任)

- ・ 他にも事務局としても整理をさせていただきたい部分がある。
- ・ 例えば、見直しで5年を超えない期間とか、この辺については代表者会の議論でも出てきたところであるが、その辺については、今までの議論の中では5年ごとということに意義があると考え、今の規定になっている。
- ・ 5年を超えない期間というのも確かに議論の中で出てきたが、そうすると年がら年中

見直しをしていないといけないという声もあったが、この辺はいかがか。

(事務局：青山主任)

- ・ この意見の提案をされた議員さんは、柔軟に見直しができるというイメージで、5年にこだわることはないというご意見であった。
- ・ ただ、私も以前の議論を確認してみたが、代表者会の中でも皆さん話し合われていて、「5年を超えない範囲内」という同じような考え方があった。
- ・ なぜ、「5年ごと」になったかという点、一つは、5年を超えない範囲とすると、審議会なり市民会議なりを、ずっと設置し、断続的に見直しを行っているようなイメージになってしまうという考え方があった。
- ・ もう一つには、自治基本条例は普遍的な要素も持っており、改正に当たっての慎重さが必要であり、策定にこれだけ時間がかかっていることから、長い期間をかけなければ見直しの議論ができないのではないかという考え方があった。

(事務局：石黒主任)

- ・ 今後、これまでの議論も整理した上で、事務局としての整理をしていきたいと思っている。あと、次回以降こういう形でやりたいので、この意見書を是非ご熟読いただきたい。

(事務局：青山主任)

- ・ 最後に確認だが、今回で一応、全体会を受けての代表者会としての議論に結論が出たわけである。
- ・ 今回、市議会の方から意見書が提出され、皆さんの方に今日お渡ししたわけであるが、市民会議の他の委員の皆さんにも全体会から今日までの議論を踏まえた結論と一緒に送りたいと考えている。
- ・ 代表者会の皆さんには、その結論を市民会議としての意見として踏まえた上で議論していただき、全体会の皆さんにもこの結論と市議会からの意見書を踏まえた上で考えていただき、できるだけ時間を設けた中でご意見をいただきたいと考えている。
- ・ 最終的に全体会に諮る前の段階で、市民会議全員の方から出てきたご意見をもう1度代表者会で見直してまとめるという進め方を考えているので、今日までの議論を結論として送らせていただいてよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 次回は、今日お配りしたものを一つずつの項目にバラして話をしたいと思う。いきなり対案的なもので話をする場合もあるし、まずは概念をもう一度整理するという場合もある。それは事務局で整理していきたいと思う。
- ・ あともう一つ、事務局としてのお願い、ご相談であるが、市民会議としての案も一度提言書としてまとめてあるが、私ども事務局として、例えば、先ほどのまちづくりと自治とか市政運営などの表現の不整合等を整理したいと思っている。
- ・ その中で、変更がある場合は、また代表者会にかけてご了解いただく場面もあると思うが、ご了承いただきたい。

(2班：田村委員)

- ・ 確認だが、今のこれを、中身を精査して全体会の委員の方に送るということであるが、

13日の全体会の案内と一緒に出すのは間に合わないのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 見通しも含めてご連絡したい。最終的に日程が固まった時点で、正式な案内文を出したい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

## 8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線 1584、1449)

FAX：025-526-8363

E-mail：[jichi@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi@city.joetsu.lg.jp)

## 9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。